

泉南市要介護認定業務等委託  
事業者選定に係る公募型プロポーザル  
募集要項

泉南市 健康福祉部 長寿社会推進課

泉南市（以下、「本市」）では、要介護認定業務等（以下、「本業務」）を平成30年8月から民間事業者へ委託するため、委託事業者を募集します。委託業務の内容並びに委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとします。

## 1 公募事項

### (1) 件名

泉南市要介護認定業務等委託

### (2) 事業目的

介護保険法第27条等に規定されている要介護認定業務は、介護保険法の規定に基づき、被保険者からの認定申請受付から認定調査及び主治医意見書の依頼・回収、介護認定審査会による審査判定、認定結果の通知などを長寿社会推進課で行っています。本市では、近年、高齢者人口や要介護認定者数が年々増加しており、それに伴い要介護・要支援に係る申請件数の増加が予想され、長寿社会推進課での業務負担の増加が見込まれています。

そうした状況から、平成27年度より長寿社会推進課で行っている要介護認定業務について、要介護認定の適正化を図る観点から申請受付から認定結果の通知までの業務の大部分をアウトソーシング化することで、効率的でより効果的な業務の遂行を図っており、また、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、本委託業務との関連が大きいことから一体的に委託を行っているものです。

### (3) 業務内容の概要

要介護認定にかかる申請受付から認定調査及び主治医意見書の依頼・回収、介護認定審査会開催に必要な資料準備、被保険者証交付までの事務及び介護予防・日常生活総合事業の申請受付から被保険者証発行までの事務（別紙仕様書のとおり）

### (4) 履行期間

平成30年8月1日から平成33年7月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### (5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル

### (6) 委託料の上限額

この契約に係る各年度の委託料の上限額は次のとおりとします。

- ① 平成30年度 8,960,000円（消費税別途）
- ② 平成31年度 13,440,000円（消費税別途）
- ③ 平成32年度 13,440,000円（消費税別途）
- ④ 平成33年度 4,480,000円（消費税別途）

（契約期間全体の執行予定額 40,320,000円（消費税別途））

ただし、本市は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の増減又は削除があったときは、発注者はこの契約を変更し、または解除することができるものとします。この場合において受注者に損害が生じたときは、本市は受注者に対して損害賠償の責めを負います。この場合において賠償額は本市と受注者が協議して定めます。

## 2 応募資格

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から参加申請日までの間において、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成27年告示第91号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 泉南市暴力団等排除措置要綱（平成22年10月制定）に規定する入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 他の地方公共団体において、過去2年以内に2自治体以上の要介護認定事務業務の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できるものであること。
- (6) 居宅支援サービス又は介護保険施設等要介護認定の申請を行う側の事業者でないこと。
- (7) プライバシーマーク（略称：Pマーク）及びISO27001の認証を取得している者であること。
- (8) ISO9001の認証を取得している者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3 スケジュール (予定)

日 程	内 容
平成30年4月18日～4月27日	参加表明書(様式1)及び申込者に関する資料(申込書)の提出期間
平成30年5月7日	本プロポーザルの参加承認の可否連絡
平成30年5月7日～5月9日正午まで	質問受付
平成30年5月11日まで	質問回答(随時)
平成30年5月7日～5月18日正午まで	企画提案申請書(様式2)・企画提案書の提出期間
平成30年5月23日	プレゼンテーション及びヒアリング審査
平成30年5月下旬	選定結果の通知
平成30年6月	契約締結
平成30年7月1日	並行業務開始(研修含む)
平成30年8月1日	委託業務の開始

#### (1) 参加表明書(様式1) 提出期間

平成30年4月18日(水)から平成30年4月27日(金)午後5時まで

#### (2) 企画提案申請書(様式2)・企画提案書の提出期間

平成30年5月7日(月)から平成30年5月18日(金)正午まで

#### (3) 参加表明書(様式1)及び企画提案書(様式2)等の提出場所

〒590-0592

住所

泉南市樽井一丁目1番1号 泉南市役所 健康福祉部 長寿社会推進課

#### (4) 参加表明書(様式1)、企画提案申請書(様式2)・企画提案書等の提出方法

持参により提出してください。(泉南市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに(但し5月18日(金)のみ正午までに)提出してください。)

#### (5) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、平成30年5月7日(月)までに参加表明書(様式1)を提出した全ての事業者に通知します。

なお、通知方法は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書(市長印を押印したもの)を送付します。

#### (6) 質問の受付

##### ア 受付期間

平成30年5月7日(月)から平成30年5月9日(水)正午まで

##### イ 質問の受付

本業務に係る質問については、参加表明書(様式1)を提出したものに限り受け付けます。

ウ 提出方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書(様式3)を添付して、次のメールアドレス宛に送信してください。電話及び直接来庁による質問には応じません。

メールアドレス [kaigo@city.sennan.lg.jp](mailto:kaigo@city.sennan.lg.jp)

エ 質問の回答

平成30年5月11日（金）までに、質問書を提出した事業者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答します。

#### 4 提出書類及び提出部数

##### 【参加表明時】

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 申込者に関する資料（申込書）各1部
  - ① 法人登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）
  - ② 決算報告書  
賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（直近1年分）
  - ③ 印鑑証明書（法務局で発行のもの）
  - ④ 使用印鑑届（様式4）
  - ⑤ 委任状（様式5） ※本社（店）以外で取り引きされる場合は提出してください
  - ⑥ 納税証明書（完納しているものに限る）または未納がない証明  
・国税（法人税及び消費税 様式その3の3）  
・本社及び委任先の都道府県税（法人事業税） ※直近2カ年分
  - ⑦ プライバシーマーク、ISO27001、ISO9001の取得状況について、認証の  
証書の写し
  - ⑧ 地方公共団体において、過去2年に2自治体以上の要介護認定事務業務の契約書の写し  
及び実績書の写し（任意様式）
  - ⑨ 応募事業者の事業内容がわかる最新のもの（パンフレット等も可）

##### 【企画提案申請書提出時】

- (3) 企画提案申請書（様式2） 1部  
企画提案書 8部（正本1部、副本7部（副本はコピー可））  
企画提案書は、次の事項について提案して下さい。  
なお仕様書を熟読のうえ作成して下さい。
  - < 1. 基本事項 >
    - ア 要介護認定業務実施に係る基本的な考え方を記載して下さい。
  - < 2. 実務実施における前提条件 >
    - イ 個人情報保護に対する措置内容・危機管理対策について提案して下さい。
    - ウ 業務実施の前提となるコンプライアンスについて、社内における取組を提案して下さい。
  - < 3. 準備・引継業務 >
    - エ スムーズな業務移行（事前準備・委託終了後の事務引継含む）ができるための工夫（環境整備・計画性・緻密性・効率性・要員育成や事前教育・並行業務の実施など）について提案して下さい。
    - オ 優れた要員を確保するための現実的な取り組みを提案して下さい。
  - < 4. 要員教育 >
    - カ 受託業務開始前、及び受託業務開始後の要員教育について記載して下さい。
  - < 5. 業務実施体制 >
    - キ 統括責任者の業務経歴を記載して下さい。

ク 業務従事者の業務経歴を記載してください。また、要員配置や業務運営に係る全体の組織・実施体制及び従事者の役割分担について提案してください。

< 6. 業務運営 >

ケ 業務運営における正確性、公平・公正性の確保や市民サービスの向上及び効率化について、貴社の運営方法や貴社ならではの工夫を記載してください。

コ 苦情及びトラブル対応について基本的な考え方及び対応策を提案してください。

サ 対応できないトラブルが発生した場合、本市との連携方法や体制について提案してください。

シ 本市に対する定期報告に関する、報告内容や報告方法などについて提案してください。

< 7. 同種・類似業務の実績 >

ス 類似・同種業務の実績について記載してください。

※同種業務とは、別紙仕様書 8 (1) 業務内容イに規定する①～⑨の作業、ウに規定する作業の内、地方公共団体の委託契約にて、全ての作業を含む作業実績のある業務とします。

また、類似業務とは、別紙仕様書 8 (1) 業務内容イに規定する①～⑨の作業、ウに規定する作業の内、地方公共団体の委託契約にて 6 項目以上の作業実績のある業務とします。従いまして、企画提案書には「同種業務」「類似業務」が明確になるように記載してください。

(4) 見積書（経費内訳書を含む） 8部（正本1部、副本7部（副本はコピー可））

長期継続契約につき、見積書（経費内訳書を含む）の記載は平成30年度～33年度分の総額とし、36で除した額を均等で支払うものを作成して下さい。

もし各年度で見積額に変更がなければ、同一価格がわかる様に記載してください。

(5) その他の留意事項

ア 企画提案書の様式等

(ア) 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとします。

(イ) 文字サイズは、10ポイント以上で作成とします。

(ウ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。

(エ) 両面印刷で50ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

(オ) ページ番号を付けてください。

イ 企画提案書の作成について

(ア) 仕様書及び本要項「4 (3) 企画提案書」を踏まえてください。

(イ) 提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載してください。

(ウ) 仕様書以上の業務項目や内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載してください。

## 5 業者選定方法

### (1) 審査方法

委託事業者の選定は、泉南市要介護認定業務等公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という)の審査において選定します。

### (2) 審査方式

審査はプレゼンテーション及びヒアリング審査等により行います。

#### ア 実施日場所

平成30年5月23日(水) 泉南市役所において実施します。

詳細については、別途通知します。

#### イ 実施時間

1事業所につき30分(提案20分・質疑応答10分)とします。

#### ウ その他

(ア) プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとします。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止としますが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とします。

(イ) プレゼンテーションにおいては、パワーポイントやプロジェクタの使用はできないものとします。

(ウ) プレゼンテーションの出席者数は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助するもの4名以内の計5名以内とします。

(エ) 遅刻または欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなします。

### (3) 選定方法等

ア 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション及びヒアリング審査の内容を評価し、合計点数が高い事業所より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1社を選定します。同点の場合は、金額の安い方とします。

イ 委員会は審査基準に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。最低基準点に達しないものは採用しません。最低基準点は、見積に対する配点を除いた配点(160点×委員数)の60%とします。

ウ 事業者が1者の場合であってもプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、その評価点が最低基準点以上であった場合は、その提案者を交渉権第1位となる事業者とします。



## 6 審査項目及び審査基準

### (1) 審査

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものです。企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査しますが、提案内容がそのまま契約内容となるわけではありません。

具体的な契約内容及び委託金額は本市との交渉を通じて決定します。

### (2) 審査基準

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション及びヒアリング審査により、次の審査項目について、次に示す審査基準に基づき評価を行い、総合的に判断します。

#### ア 基本事項 5点

(ア) 本件に関する基本的な考え方 (5点)

#### イ 実務実施における前提条件 25点

(ア) 個人情報の保護 (15点)

(イ) 社内コンプライアンス体制と環境及び品質管理 (10点)

#### ウ 準備・引継業務 20点

(ア) 準備・引継業務の実施方法 (10点)

(イ) 要員確保 (10点)

#### エ 要員教育 20点

(ア) 要員の知識及び能力の維持向上 (20点)

#### オ 業務実施体制 20点

(ア) 統括責任者の業務履歴 (10点)

(イ) 業務体制 (10点)

#### カ 業務運営 50点

(ア) 正確性、公平・公正性の確保と市民サービスの向上及び効率化 (35点)

(イ) トラブル対応 (5点)

(ウ) トラブル時の連携体制 (5点)

(エ) 業務報告 (5点)

#### キ 同種・類似業務の実績 20点

(ア) 業務実績 (20点)

#### ク 費用見積額 40点

(ア) 費用見積額 40点

総合計 200点

## 7 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に平成30年5月下旬に通知します。また交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。

なお通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書（市長印を押したもの）を送付します。選定に関する異議等は受け付けません。

## 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記「2 応募資格」の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 見積書の見積額が前記1（6）委託料の上限額を超えている場合。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

### (2) 契約保証金

泉南市財務規則（昭和59年3月22日規則第4号）第125条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。契約保証金は現金での納付とし、委託期間満了後、履行の確認の上、還付します。ただし、利子は付しません。なお、同規則第127条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除することができます。

### (3) 支払条件

委託業務費については、本市が受託者から月単位での業務遂行状況や完了状況等の報告を受けた後に、本市が必要な検査（仕様書「5－（2）検査の方法」を参照のこと）を行ったうえで当該検査を合格した場合において、受託者からの請求を受けた日から30日以内に支払います。なお、支払いは平成30年度から33年度までの総額を36で除した額を均等に支払うものとします。

## 1 0 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (6) 提出書の著作権は参加申請者に帰属します。
- (7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。  
ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

## 1 1 結果の公表方法

結果の公表は、契約締結後、泉南市情報公開コーナー及び泉南市ウェブサイト上で公表します。

## 1 2 問い合わせ先

〒590-0592

住所 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 健康福祉部 長寿社会推進課

電話 072-483-8251

FAX 072-480-2134

電子メール [kaigo@city.sennan.lg.jp](mailto:kaigo@city.sennan.lg.jp)

担当 田代